

# 令和8年度適正服薬推進事業業務委託に係る入札説明書

令和8年2月

熊本県後期高齢者医療広域連合

## 〔目 次〕

第1	入札の全般に関する事項	1
第2	入札書作成要領	6
第3	落札者決定基準	6
第4	競争入札心得	7
第5	入札関係様式	12
第6	令和8年度適正服薬推進事業業務仕様書	24
第7	令和8年度適正服薬推進事業業務委託契約書（案）	27

## 第1 入札の全般に関する事項

### 1 一般競争入札に付する事項

#### (1) 件名

令和8年度適正服薬推進事業業務

#### (2) 概要

別紙仕様書のとおり

#### (3) 委託期間（履行期間）

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 2 入札参加資格

入札に参加することができる者は、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当するため、熊本県知事又は熊本県内の市町村長が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされている者
- (4) 熊本県後期高齢者医療広域連合が行う契約等における暴力団等排除措置に関する事務取扱要領第2条第4号に規定する暴力団等又は第5号に規定する暴力団等関係者ではない者
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税、事業税その他の国税、県税及び市町村民税（熊本県内に営業所等がない場合は、本社所在地等）の滞納がない者
- (6) 過去2年間の間に、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって、すべて誠実に履行した者
- (7) 個人情報保護方針が制定されており、プライバシーマークを取得していること

## 3 入札説明書の交付

入札説明書を次のとおり交付する。

なお、入札説明書は、広域連合ホームページ（入札公告）からダウンロードすることができる。

#### (1) 交付期間

公告日から令和8年3月4日（水）まで

\*土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。

(2) 交付時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 交付場所

〒862-0911 熊本市東区健軍2丁目4番10号

熊本県市町村自治会館2階 熊本県後期高齢者医療広域連合  
事業課 保健事業班 (TEL 096-368-6777)

#### 4 入札参加資格の確認

入札参加希望者は、一般競争入札参加申請書（様式第1号）及び添付資料（以下「申請書類」という。）を広域連合保健事業班担当者（以下「契約担当者」という。）へ提出し、本件の入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、提出期限までに申請書類を提出しない者又は入札参加資格を有しないと認められた者は、本件の入札に参加することができない。

(1) 提出期間

公告日の翌日から令和8年3月4日（水）まで

\*土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。

(2) 受付時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出場所

記「3 (3)」に同じ。

(4) 申請書類

ア 本件についての一般競争入札参加申請書（様式第1号）

イ 使用印鑑届（様式第2号）

ウ 会社経歴書（様式第3号）

エ ウに記載した適正服薬推進事業業務に係る契約書の写し、業務完了時の検査証明書の写し

オ 支店長等が本社から委任され契約者となる場合にあっては、委任状（様式第4号の1）

カ 営業所一覧表（任意様式）

キ 役員等名簿及び照会承諾書（様式第5号）

ク 市町村民税、県税、国税それぞれの納税証明書

\*熊本県内に営業所等がない場合は、本社所在地等の滞納がない旨を確認できる書類

\*滞納又は未納がないことを証するものに限る。

- (提出日を基準に3か月以内に発行されたもの)
- ケ 定款
  - コ 商業・法人登記簿謄本（提出日を基準に3か月以内に発行されたもの）
  - サ 財務諸表（直近2年分）
  - シ 印鑑証明書（提出日を基準に3か月以内に発行されたもの）
  - ス 個人情報保護方針及びプライバシーマークの取得状況を確認できるもの（任意様式）

**(5) その他**

- ア 申請書類の作成費用は入札参加希望者の負担とする。
- イ 申請書類の提出は、期間内に提出場所へ持参又は郵送により行う。
- ウ 申請書類は返却しない。
- エ 記「(4)」クからスまでの書類については、写しの提出でも可とする。
- オ 提出された申請書類に不備があった場合、修正を行い、記「(1)」の提出期間までに再提出すること。
- カ くまもと県市町村電子入札システム内の有資格者情報に登録されている者は、記「(4)」キからサの書類を省略することができる。

**5 入札参加資格審査結果の通知**

申請書類を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第6号）により令和8年3月11日（水）までに通知する。

**6 入札に関する質問**

- (1) 入札に関する質問がある場合は、質問書（様式第7号）により、電子メールにて提出すること。なお、入札参加資格に関する問合せについては、記「3(3)」において隨時行っているため、質問書による提出はしないこと。
- (2) 質問書の送付先となる電子メールのアドレスは、  
kouki\_koureisya@kumamoto-kouiki.jp とする。
- (3) 質問の受付期間は、公告日から令和8年2月25日（水）正午までとする。
- (4) 回答は、記（3）から2営業日以内に電子メールによって行い、併せて広域連合ホームページにも掲載する。

**7 入札執行手続等**

本件は、一般競争入札によるため、この入札説明書に基づき本件に関する入札書を提出すること。

なお、入札書の詳細な作成方法は、「第2 入札書作成要領」による。

(1) 入札日

令和8年3月19日（木） 午後3時

(2) 入札場所

熊本市東区健軍2丁目4番10号 熊本県市町村自治会館 2階  
熊本県後期高齢者医療広域連合 会議室

(3) 提示書類

入札参加資格確認のため、一般競争入札参加資格審査結果通知書（写し可）  
を契約担当者の求めに応じ提示すること。

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国の通貨に限る。

(5) 入札方法

ア 入札書持参による入札とする。

イ 入札に参加する者は、本人確認書類（免許証等）を持参すること。

ウ 代理人をもって入札する場合は、入札書に委任者と代理人を併記し、当該代理人の記名をもって入札すること。また、代理人は委任状（様式第4号の2）と代理人の本人確認書類（免許書等）を持参すること。

エ 入札担当者は前述の本人確認書類をもって、入札書の記載事項を検査する。

オ 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額にその金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

(6) 入札保証金

見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を入札日までに納入しなければならない。ただし、熊本県後期高齢者医療広域連合契約事務規則（以下「契約規則」という。）第4条第2号の規定に該当する場合は免除することができる。

(7) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を契約締結のときまでに納入しなければならない。ただし、契約規則第28条第2項第3号の規定に該当する場合は免除することができる。

(8) 入札の無効

期限までに入札参加申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

なお、広域連合により入札参加資格のある旨が確認された者であっても、確認の後、入札時点において記「2」に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

(9) 落札者の決定方法

落札者の決定に当たっては、予定価格の制限の範囲内で、最も低価格にて入札した者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじ引きを行い決定する。

(10) 落札者が契約を締結しない場合の措置

落札者が契約を締結しないときには、次点となった入札者と契約の交渉を行う。なお、次点者となる者が2者以上あるときは、くじ引きにより決定する。

(11) 入札の申請者が1者の場合の取扱い

一般競争入札参加申請書提出期限内に申請者が1者の場合であっても、2者以上の場合と同様に、本入札説明書に従って入札させ、かつ、入札金額が予定価格の制限の範囲内である場合には、落札者として決定する。

(12) 入札参加者の入札価格等の公表

入札参加者全ての商号及び入札価格は落札者決定後、広域連合ホームページにより公表する。

## 8 契約等に関する事項

- (1) 本件は、一般競争入札とし、入札価格により落札者を決定する。
- (2) 落札者との契約については、「第7 令和8年度適正服薬推進事業業務委託契約書(案)」に基づき、落札後に広域連合が示す契約書をもって契約締結するものとする。
- (3) 本契約に関する不正行為を原因とする契約解除条項を契約書に盛り込むものとする。
- (4) 支払は請求書を受け取った日から30日以内に行うものとする。

## 9 その他

- (1) 入札は、「第4 一般競争入札心得」に基づき、実施するものとする。
- (2) 入札参加申請書等の記載事項に変更があった場合は、記載事項変更届(様式第8号)により、遅滞なく、変更内容を証明できる書類を添えて、届けなければならない。

(3) 申請書類を提出した後に入札参加を辞退する場合は、入札辞退届（様式第10号）により届けなければならない。

## 10 入札書に関する事項

### (1) 入札書の種類

入札にあたっては入札書（様式第9号）を使用すること。

また、落札した場合は、後日、見積書（任意様式）を提出すること。

### (2) 入札書作成要領

詳細は、「第2 入札書作成要領」による。

## 第2 入札書作成要領

### 1 入札書の種類及び提出部数等

入札書（様式第9号） 1部

### 2 入札書の作成要領

入札書による入札を行う場合は、次の事項に注意し、入札を行うこと。

ア 入札書に記名を忘れずに入札すること。

イ 入札書に記載する日付は、入札日を記載すること。

ウ 入札金額は、契約希望金額の110分の100に相当する額（いわゆる税抜き価格）を入札書に記載すること。

エ 入札書は、封筒に入れず入札箱へそのまま入札すること。

オ 代理人をもって入札する場合は、入札書に「当該代理人の氏名」を記入すること。また、代理人は委任状（様式第4号の2）を持参すること。なお、入札者又はその代理人は、入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。

カ 落札者は、後日、明細書を提出すること。

## 第3 落札者決定基準

令和8年度適正服薬推進事業業務に係る落札者決定基準については、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじ引きを行い、落札者を決定する。

なお、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札をした者がいないときは、直ちにその場所において、1回に限り再度入札に付するものとする。

## 第4 競争入札心得

### 熊本県後期高齢者医療広域連合競争入札心得

#### (目的)

第1条 この心得は、熊本県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が実施する競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、守らなければならない事項を定めるものとする。

#### (法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、この心得、入札説明書等の各条項等を遵守しなければならない。

- 2 入札参加者は入札に際し、入札担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、いやしくも不穏な言動等により、正常な入札の執行の妨げとなり、他の入札参加者の迷惑となるようなことを避けるほか、常に善良なる入札参加者としての態度を保持しなければならない。
- 3 入札参加者は、入札説明書等により契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

#### (公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

#### (入札参加資格)

第4条 入札参加者は、令第167条の6第1項の規定による公告（以下「公告」という。）において指定した期日までに、公告又は入札説明書において指定した書類を入札担当者等に提出し、当該競争の参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- 2 次の各号の一に該当する者は、入札に参加することができない。
- (1) 前項に規定する公告に掲げる入札参加に必要な資格を有しない者
  - (2) 入札参加申請をしていない者
  - (3) 入札日において、入札参加に必要な資格を有しなくなった者
  - (4) 前各号に挙げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者

(入札の方法)

第5条 入札参加者は、定められた日時に、定められた場所へ、所定の入札書を記名のうえ、持参により提出しなければならない。

- 2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札参加時に入札担当職員に提出しなければならない。この場合、入札書には、委任者と代理人を併記し、代理人の記名をもって入札するものとする。
- 3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人をすることはできない。
- 4 入札参加者は、その入札に関し、いかなる協議・協定又は公正な入札執行の妨げをしてはならない。
- 5 入札参加者は、落札者が契約締結することを妨げてはならない。
- 6 入札参加者は、入札書を提出する際は、次の各号により行わなければならぬ。
  - (1) 入札書に記名のうえ、申し込まなければならない。
  - (2) 入札書の日付は、入札日を記載しなければならない。(入札書記入の日を記入しないこと。)

(入札の辞退)

- 第6条 入札参加者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 入札参加者が入札を辞退するときは、入札執行前までに入札辞退届を入札担当職員等に提出するものとする。
  - 3 入札を辞退した者は、これを理由として、以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換え等の禁止)

第7条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札の中止等)

第8条 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札に関する調査を行い、入札の執行を延期し、又は入札の執行を取り止めことがある。

2 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めがある。

(開札)

第9条 開札は、入札会場において入札書提出後直ちに行う。

(入札の無効)

第10条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 第4条第2項各号の一に該当する入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の場所へ提出されない入札
- (3) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (4) 委任者名の併記されていない委任状を提出した代理人がした入札
- (5) 金額の表示がない入札、金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
- (6) 誤字・脱字等により、意思表示の内容の不明瞭な入札
- (7) 入札に際して談合等不正行為を行ったと認められる者のした入札
- (8) 契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札
- (9) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて、著しく不適当であると認められる入札
- (10) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (11) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (12) 同一の入札について、2以上の代理人をした者の入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札金額の記載)

第11条 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加

者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を抜いた金額（税抜金額）を入札書に記載すること。

（落札者の決定）

第 12 条 落札者の決定に当たっては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。契約金額は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額とする。

- 2 前項の規定により落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに、くじ引きにより落札者を決定する。
- 3 開札に際して予定価格の制限に達しないときは、再度入札を実施することができる。

（契約書の提出）

第 13 条 契約書を作成する場合においては、落札者は契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、10 日以内に入札（契約）担当職員に提出しなければならない。ただし、入札（契約）担当職員の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

- 2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

（違約金の徴収）

第 14 条 落札者が契約を締結しないときは、契約希望金額の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

（契約の解除）

第 15 条 落札者が契約を締結した場合において、当該落札者（以下「受託者」という。）が、独占禁止法、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3、第 198 条又は契約条項に違反する行為を行ったと認められるときは、広域連合は契約を解除することがある。

（不正行為に係る賠償額の予定等）

第 16 条 受託者は、前条にいう独占禁止法若しくは刑法に違反する行為が確定したとき又は契約条項に違反する行為若しくは法令の規定に該当する行為を行ったと認められるときは、広域連合が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を支払わなければならない。な

お、賠償金の支払は、広域連合と締結した契約において前述の行為があつた場合又はその疑いがある場合とする。

- 2 受託者は、広域連合に生じた実際の損害額が前項に定める額を超えるときは、超過分を支払わなければならない。
- 3 前2項の規定は、その契約に係る業務内容が完了した後においても同様とする。

(異議の申立)

第17条 入札をした者は、入札後において、この心得、契約書案等の内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(その他)

第18条 入札に際しては、全て入札担当職員の指示に従うこと。

## 第5 入札関係様式

(様式第1号)

### 一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 大西 一史 様

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

件名 :

上記件名についての一般競争入札に参加したく、関係書類を添えて申請します。

なお、申請書及び関係書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当したときは、入札参加資格の取消しをされても何ら異議の申し立てを行いません。

(様式第2号)

## 使 用 印 鑑 届

熊本県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 大西 一史 様

実印	使用印

### 件名 :

上記の印鑑は、本件の次の行為に対し使用したいのでお届けします。

- 1 契約を締結すること。
- 2 契約に関する各種証明をすること。

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

(様式第3号)

## 会社経歴書

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

設立年月日

資本金

総職員数

下表へ過去2年以内に履行を完了した国又は地方公共団体における類似する契約の実績を2件以上記載してください。

契約者	契約期間	業務名	契約金額(千円)
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		

※主なもの5件(履行実績が5件以内の場合は、全件)を記載してください。

記入責任者

氏名

電話 ( )

E-mailアドレス

(様式第4号の1)

委任状

令和 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 大西 一史 様

申請者 所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

件名:

上記件名に関し次の者を代理人と定め、下記のとおり権限を委任します。

代理人 事業所所在地

商号又は名称

職・氏名

記

(委任事項)

- 1 一般競争入札参加資格審査申請その他各種届け出について
- 2 見積又は入札について
- 3 契約の締結について
- 4 契約代金の請求及び受領について
- 5 契約に関する各種証明事項について

\*委任しない事項については削除すること。

(様式第4号の2)

委任状

令和 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 大西 一史 様

委任者 所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

件名:

上記件名の入札に関し、次の者を代理人と定め、権限を委任します。

受任者 職名

氏名

(様式第5号)

役員等名簿及び照会承諾書

令和 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 大西 一史 様

住 所  
商号又は名称  
代表者

下記の役員等名簿に相違ないことを誓約するとともに、この名簿に記載した者について、熊本県後期高齢者医療広域連合が締結する契約等からの暴力団等排除に伴い熊本県警察本部に照会することを承諾します。

役職	氏名	住 所	生年月日	性別

- ※ 記載する前に、裏面の注意事項をお読み下さい。
- ※ 本承諾書の作成にあたっては、裏面を両面印刷すること。

【注意事項】

1 氏名、住所等、この書面に記載された全ての個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づいて取り扱うものとし、熊本県後期高齢者医療広域連合が締結する契約等からの暴力団等排除のための措置以外の目的には使用しません。

熊本県後期高齢者医療広域連合がこれらの情報をもとに熊本県警察本部長（以下「警察本部長」といいます。）から取得した個人情報についても同様です。

また、警察本部長は熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年熊本県条例第44号）の実施機関と定められています。

2 この書面には、次に該当する者を記載してください。なお、氏名は、正確な字体で記載してください。

- (1) 株式会社（特例有限会社を含む。）については、取締役（代表取締役を含む。）、執行役（代表執行役を含む。）、会計参与及び監査役
  - (2) 合名会社又は合同会社については、社員
  - (3) 合資会社については、無限責任社員
  - (4) 社団法人又は財団法人については、理事、監事及び会計監査人
  - (5) (1) から (4) までに掲げる法人以外の法人については、(1) から (4) までに掲げる役職に相当する地位にある者
  - (6) 法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
  - (7) 個人については、その者
  - (8) 次に該当する場合は、(1) から (7) に掲げる者のほか、次の者
    - ア 支配人をおく場合は、支配人
    - イ 支店長又は営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長又は営業所長その他の者
  - (9) 当該法人が会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続中である場合は、(1) から (8) までに掲げる者のほか、管財人
- 3 この書面の記載に当たっては、対象者全ての同意を得てください。

(様式第6号)

熊広医〇第 号  
令和 年 月 日

様

熊本県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 大西 一史

一般競争入札参加資格審査結果通知書

先に申請のあった一般競争入札の参加資格について、下記のとおり決定したので通知します。

記

申 請 の あ っ た 件 名	
入 札 日 時	
入 札 執 行 場 所	
入 札 参 加 資 格 の 有 無	
入 札 保 証 金 に つ い て	
参加資格がないと認めた理由	

- (注) 1 この通知(写し可)は、入札書を提出する際に持参すること。  
2 この通知を紛失したときは、直ちにその旨を届けること。

(様式第7号)

質問書

令和 年 月 日

件名

商号又は名称

代表者職氏名

質問事項	
質問理由	

(様式第8号)

記載事項変更届

令和 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 大西 一史 様

所在地（住所）

商号又は名称

代表者職氏名

件名：

上記件名についての一般競争入札参加申請書及び添付書類の記載事項について、下記のとおり変更したので届けます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 変更事項

2 変更前

3 変更後

4 変更年月日 令和 年 月 日

5 変更理由等

(様式第9号)

## 入札書

令和 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 大西 一史 様

所在 地

商号又は名称

代表者職氏名

代理人氏名

熊本県後期高齢者医療広域連合契約規則及び入札説明書等に掲げる事項について承諾のうえ、入札します。

記

件名 :

金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

- (注) 1 入札金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。
- 2 金額記載の文字はアラビア数字とし、金額の頭に￥記号をつけること。
- 3 代理人をもって入札する場合は、当該代理人の氏名を記載すること。

(様式第10号)

入札辞退届

令和 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 大西 一史 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

下記の入札案件について、都合により入札参加を辞退します。

記

1 入札日 令和 年 月 日 ( )

2 件名

3 辞退理由

(注意)

辞退届の提出により、今後、不利益な取扱いを受けることはありません。

## 第6 令和8年度適正服薬推進事業業務仕様書

### 1 業務委託名

令和8年度適正服薬推進事業業務

### 2 業務履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 3 業務の目的

本業務は、委託者 熊本県後期高齢者医療広域連合（以下「委託者」という）が提供するレセプトデータ等により、業務委託を受ける者（以下「受託者」という）が抽出した対象者に対し、処方されている服薬情報を記載した通知書等を送付することで、対象者が薬局や医療機関に相談することを促し、重複服薬等による薬物有害事象等の発生や医薬品の飲み残しによる残薬の防止により、被保険者の健康の保持増進を図るとともに、医療費の適正化を図ることを目的とする。

### 4 業務内容

#### （1）対象者抽出

受託者は、委託者から提供するレセプトデータの分析を行い、併用禁忌服薬者・重複服薬者・多剤服薬者を抽出する。抽出条件については委託者と協議の上決定し、抽出人数は2,000人を目安とする。

なお、対象区分に重なりがある場合は、①併用禁忌服薬者、②重複服薬者、③多剤服薬者の順に区分すること。

受託者は、抽出した併用禁忌服薬者・重複服薬者・多剤服薬者に対して、服薬情報通知（以下、「通知書」という。）を1回送付する。通知対象者は1,000人を上限とする。抽出者から通知対象1,000人を差し引いた残りについては、検証のための比較対象群とする。

#### 【広域連合より提供データ】

データの概要	帳簿名
医科・調剤のレセプトコード情報ファイル (対象者抽出期間) 令和8年2月診療分～令和8年5月診療分 (効果分析期間) 令和8年10月診療分～令和8年11月診療分 (件数見込み) 医科 約500,000件/月 調剤 約300,000件/月	医科 : 21_RECODEINFO_MED.CSV 調剤 : 24_RECODEINFO_PHA.CSV

健康診査データ（令和6・7年度分）	FKAC167
被保険者マスタ（最新月分）	JKA ファイル（CSV）
外字ファイル	KAJO_JM.tte

※上記の他必要なデータは、別途、委託者と受託者と協議の上、委託者から提供する。

※データは CD にて提供する。

※取り扱うデータは個人情報であるため、セキュリティが確保された方法で受け渡しを行うこととし、受け渡しの手配及び費用は受託者が負担すること。

## （2）服薬情報通知の送付等

受託者は、通知対象者（以下「介入実施者」という。）に対して、通知書を1回送付する。

### ア 通知書等の作成・送付

通知書等の勧奨資材を作成し、送付する。通知書等の規格は任意とするが、誤送付防止を十分考慮して作成すること。なお、送付にかかる経費は委託料に含む。

### イ 介入実施者等からの問い合わせ対応

介入実施者及び医療機関等からの通知書に関する問い合わせに対応する電話窓口を設置する。設置機関は、通知書送付後2カ月程度とする。

## （3）効果分析

受託者は介入実施による効果を下記により分析するものとする。

### ア 併用禁忌服薬者の改善率

併用禁忌服薬者の介入実施者を分母、介入実施者のうち併用禁忌服薬者に該当しなくなった者を分子として改善率を測定する。

※「改善者」は、全ての併用禁忌の解消した者とする。

### イ 重複服薬者の改善率

重複服薬の介入実施者を分母とし、介入実施者のうち重複服薬者に該当しなくなった者を分子として、改善率を測定する。

※「介入実施者の改善率」について、小数点第2位以下は切捨とする。

### ウ 多剤服薬者の改善率

多剤服薬の介入実施者を分母とし、介入実施者のうち多剤服薬者に該当しなくなった者を分子として、改善率を測定する。

※「介入実施者の改善率」について、小数点第2位以下は切捨とする。

### エ 医療費適正化効果【一人あたり・一月あたり医薬品にかかる医療費の削減率】

介入実施者の抽出期間の医薬品金額を分母、介入実施者の抽出期間の医薬品金額と介入実施者の効果分析期間の医薬品金額の差額を分子として、改善率を測定する。

※「医薬品金額」は医科レセプト、調剤レセプトのうち医薬品にかかる金額とし、一人あたり・一月あたりで算出する。

上記ア～エの測定を通知対象1,000人に行うとともに、比較対象群についても同様の測定を行い、事業効果を分析するものとする。

## （4）報告書の作成

受託者は、(3)の効果分析後、その内容を「事業結果報告書」及び「介入対象名簿」としてとりまとめ、「業務完了報告書」と併せて委託者へ提出すること。「事業結果報告書」及び「介入対象者名簿」は電子媒体での提出、「業務完了報告書」は紙媒体で提出とする。

## 5 契約額及び費用負担

本業務は、介入実施者の抽出、通知の発送、分析までを含めた契約とする。この契約額には、本業務に係る全ての経費（電話窓口設置経費、レセプトデータの取り込み、介入実施者及び比較対象者の抽出、通知文書の印刷・送付、介入後の効果分析、業務報告に係る書類作成経費等）を含むものとする。なお、この契約額には、契約期間中に郵便料金の改定が実施された場合における、当該経費を含むものとする。

## 6 スケジュール

- (1) 令和8年3月  
広域連合と受託者による打ち合わせ
- (2) 令和8年4月  
通知文書の作成等
- (3) 令和8年7月下旬  
レセプトデータの受け渡し
- (4) 令和8年8月上旬  
介入実施者の抽出
- (5) 令和8年9月下旬  
通知文書の送付
- (6) 令和9年1月下旬  
効果分析用のレセプトデータ送付
- (7) 令和9年3月下旬  
「事業結果報告書」「介入対象者名簿」「委託業務完了報告書」の提出

## 7 その他特記事項

- (1) 受託者は、本委託業務遂行に当たり、委託者の求めに応じて、委託者の事務所又はオンラインでの打ち合わせに出席するものとする。
- (2) 本委託業務で作成した成果物に係る所有権は、すべて委託者に帰属するものとする。
- (3) 委託者及び受託者は、個人情報の保護に関する法律等の関係法令等を遵守しなければならない。
- (4) 委託者から提供する個人情報を含むデータについて、業務完了後には速やかにデータを返却すること。その際、受託者における保存媒体にも保存していない旨を証明した返却書を添付すること。
- (5) 受託者は、事故等が発生した場合には、速やかに委託者に報告するとともに、迅速かつ的確に対応するものとする。
- (6) この仕様書にない事項については、委託者・受託者双方協議の上、決定する。

## 第7 令和8年度適正服薬推進事業業務委託契約書（案）



1 業務委託名 令和8年度適正服薬推進事業業務

2 履行場所 受託者事務所及び委託者が指定する場所

3 履行期間 自 契約締結日  
至 令和9年3月31日

4 委託料の額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 ￥\_\_\_\_\_ - )

5 業務委託内容 別紙「仕様書」のとおり

6 契約保証金 ￥〇〇,〇〇〇- (又は免除)

上記業務委託について、委託者 熊本県後期高齢者医療広域連合と受託者 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_とは、各々の対等な立場における合意に基づいて次の条項によって  
委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約成立の証として、本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印  
のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者

所在地 熊本県熊本市東区健軍二丁目4番10号

名 称 熊本県後期高齢者医療広域連合

代表者 広域連合長 大西 一史 

受託者

所在地

名 称

代表者



### (目的)

- 第1条 熊本県後期高齢者医療広域連合（以下「委託者」という。）と〇〇〇（以下「受託者」という。）とは、処方されている服薬情報を記載した通知書等を送付することで、対象者が薬局や医療機関に相談することを促し、重複服薬等による薬物有害事象の発生や医薬品の飲み残しによる残薬の防止により、熊本県後期高齢者医療被保険者の健康の保持増進を図るとともに医療費の適正化を図ることを目的とし、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）及び仕様書に基づき、この契約を履行しなければならない。
- 2 仕様書に明示されていないもの又は仕様書に交渉符合しないものがあるときは、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、委託者が定めて受託者に指示するものとする。
  - 3 受託者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）が定められている場合にはこれを委託者に引き渡すものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。
  - 4 業務の履行に必要な一切の経費は、この契約の業務委託料に含まれるものとする。
  - 5 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該共同企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなす。また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

### (指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
  - 3 委託者及び受託者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

### (契約の保証)

- 第3条 受託者は、この契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。

- 2 受託者は、前項に規定する契約保証金の納付に代えて、次の各号のいずれかに掲げる担保措置をとることができる。
  - (1) 契約保証金の納付に代わる国債の提供
  - (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、委託者が確実と認める金融機関の保証
- 3 受託者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結をしたときは、契約保証金の納付を免除する。この場合において、受託者は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。
- 4 前3項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 6 受託者が第1項及び第2項各号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第27条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 7 前各項の規定は、熊本県後期高齢者医療広域連合契約事務取扱規則（平成26年規則第1号）第28条第2項各号（第1号及び第2号を除く。）の規定に基づき、委託者が契約保証金の全部の納付を免除した場合には適用しない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

- 第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 2 受託者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括再委託等の禁止）

- 第5条 受託者は、業務の全部又は主体部分を一括して第三者に再委託し、又は再委任してはならない。
- 2 受託者は、業務の一部を第三者に再委託し、又は再委任しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において受託者は、委託者から再委託先に関する情報の提供を求められた場合には、速やかにこれに応じるものとする。

3 受託者は、前項に基づき再委託を行った場合は、再委託先に対し、この契約に定める受託者の義務と同等の義務を遵守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、受託者はその一切の責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第6条 受託者（前条の規定により再委託又は再委任を受けた者を含む。）は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は業務の目的外に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第6条の2 受託者は、この契約に基づき委託された業務を実施するに当たっては、個人情報の取扱いについて、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(第三者の特許権等の使用)

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その一切の責任を負わなければならない。

2 成果物が第三者の著作権等を侵害しているとして、第三者との間に紛争が生じた場合は、受託者は委託者に対し、その事実関係を速やかに報告しなければならない。

3 前項の場合、受託者は、受託者の責任と負担においてこれを解決しなければならない。ただし、当該侵害が委託者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

(監督員)

第8条 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この契約書及び仕様書に定められた事項の範囲内において、おおむね次に掲げる職務を行う。

- (1) 業務の履行について、受託者又は次条の規定による受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議
- (2) 仕様書に基づく業務の履行のための詳細図等の作成及び交付又は受託者の作成したこれらの図書の承認
- (3) 仕様書に基づく作業の管理、立会い、業務履行状況の把握

3 この契約書に定める書面の提出は、仕様書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合において、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

(業務責任者)

第9条 受託者は、業務の履行について管理を行う業務責任者を定め、書面により委託者に届け出なければならない。業務責任者を変更したときも同様とする。

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第10条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者的一切の権限を行使することができる。

(業務責任者等に関する措置請求)

第10条 委託者は、受託者の業務責任者、使用人若しくは作業員又は第5条第2項の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の履行等につき著しく不適当と認められるときは、その事由を明示して受託者に対して必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

(履行報告及び調査)

第11条 受託者は、仕様書に定めるところにより、契約の履行について委託者に報告しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、委託者は、必要と認めるときは、受託者に対し、業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

3 受託者は、この契約の履行に関し事故が生じたときは、直ちに委託者に当該事故の状況を報告しなければならない。この場合において、受託者は当該事故による損害の発生又は拡大を防止するため必要な措置を講じなければならない。

4 委託者は、業務の実施状況について、受託者の作業する場所等を立ち入り検査することができる。

#### (仕様書不適合の場合の補正義務)

第12条 受託者の業務の履行が仕様書に適合しない場合において、委託者（監督員を置いたときは監督員）がその補正を要求したときは、受託者は、これに従わなければならない。この場合において、受託者は、委託料の増額又は履行期間の延長を求めることができない。

#### (仕様書等の変更)

第13条 委託者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下この条において「仕様書等」という。）の変更内容を受託者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は業務委託料を変更することができる。

#### (業務の一時中止)

第14条 委託者は、必要があると認めるときは業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 委託者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (履行期間の変更方法)

第15条 履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

#### (業務委託料の変更方法等)

第16条 業務委託料の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

#### (損害等の負担)

第17条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害及び業務の履行のために要した費用（この契約において別に定める場合を除く。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、この限りでない。

#### (不可抗力による損害)

第18条 委託者又は受託者は、予期することのできない自然災害等当事者のいずれの責めにも帰することのできない事由（以下「不可抗力」という。）によって履行の遅延その他の債務不履行が生じた場合であっても、善良な管理者としての注意をしたものと認められる場合には、その責任を負わない。この場合においては、その後の措置について双方協議するものとする。

- 2 受託者は、不可抗力により業務の履行に支障が生じたときは、速やかにその状況を委託者に報告したうえで、損害の発生又は拡大を防止するため必要な措置をとらなければならない。
- 3 委託者は、不可抗力により受託者の業務の履行が困難であると認められるときは、この契約を解除することができる。

#### (第三者に及ぼした損害)

第19条 受託者は、業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を及ぼしたときは、委託者がその賠償の責めを負わなければならない。ただし、受託者が、委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを委託者に知らせなかつたときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、受託者は速やかに委託者に紛争の状況を報告したうえ、損害の発生又は拡大を防止するため必要な措置をとらなければならない。

#### (検査及び引渡し)

第20条 受託者は、業務を完了したときは、令和9年3月31日までにその旨を委託者に通知しなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内または令和9年3月31日のどちらか早い日までに検査を行わなければならない。
- 3 受託者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果物を委託者に引き渡すものとする。
- 4 受託者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前3項の規定を準用する。

#### (業務委託料の支払)

第21条 受託者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

#### (成果物の品質)

第22条 成果物は、引渡し時において、仕様書に定める品質及び性能に適合するものであることを要する。

#### (契約不適合責任)

第23条 委託者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関し、契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、受託者に対し、相当の期間を定めて委託者の指定した方法により成果物の修補又は代替物の納入を求めることができる。この場合において、民法（明治29年法律第89号）第562条第1項但書は適用しない。

2 前項の期間内に受託者が成果物の修補あるいは代替物の納入をしないときは、委託者は受託者に対して代金の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、成果物の契約不適合について、委託者が受託者に対して損害賠償を請求し又はこの契約を解除することを妨げない。

4 第1項において受託者が負うべき責任は、第20条の規定による委託者の検査に合格したことをもって免れないものとする。

#### (損害賠償)

第24条 委託者又は受託者は、この契約に違反した場合、これによって相手方に生じた損害の賠償をしなければならない。ただし、その違反が自らの責めに帰することができない事由によるものであるときはこの限りでない。

#### (履行遅滞の場合における損害金等)

第25条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合、受託者は、遅延日数に応じ、業務委託料にこの契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じて計算した額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 委託者の責めに帰すべき事由により、第21条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。
- 3 前2項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(委託者の解除権)

第26条 委託者は、受託者がこの契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて是正を求める催告後もその期間内にこれを是正しない場合は、受託者の責めに帰すべき事由の有無を問わず、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 委託者は、民法第542条に定めるもののほか、受託者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、受託者の責めに帰すべき事由の有無を問わず、何らの催告なしに直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。
  - (1) 業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手せず、履行期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
  - (2) 第4条の規定に違反し、この契約により生じる権利または義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供したとき。
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
  - (4) 第30条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
  - (5) 監督官庁から営業の取消、停止又はこれに類する処分を受けたとき。
  - (6) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき。
  - (7) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始又はこれらに類する倒産手続開始の申立てがなされたとき。
  - (8) 自ら振り出し、又は裏書した手形又は小切手の不渡り処分を受けたとき若しくは支払停止状態に至ったとき。
  - (9) 解散、合併、会社分割又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議をしたことにより、この契約の履行が困難になると認められるとき。
  - (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条に

おいて同じ。) が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。

(11) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等 (受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は業務委託を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体である場合には代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号及び第28条において同じ。) が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしていると認められるとき。

ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等の行為をしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合 (カに該当する場合を除く。) に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかつたとき。

(12) その他前各号に準ずる事由があるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第27条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額 (その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条又は次条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

- 2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
  - (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 前条の規定による契約の解除によって、受託者に損害が生じた場合において、受託者の責めに帰すべき事由がある場合は、委託者は、その損害を賠償する責めを負わない。
- 4 第1項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、委託者がその超える部分について受託者に対し損害賠償を請求することを妨げない。
- 5 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

#### (談合行為等に対する解除措置)

第28条 委託者は、第26条に定めるものほか、この契約について、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受託者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受託者が、独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において準用する場合を含む。）の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
- (3) 受託者又はその役員等若しくはその使用人その他の従事者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条（第3号を除く。）若しくは第95条第1項（第2号及び第3号を除く。）の刑が確定したとき。

#### (その他の解除権)

第29条 委託者は、業務が完了するまでの間は、第26条及び前条の規定によるほか、必要があるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 委託者は、前項の規定により契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害賠償額は、この契約の業務委託料相当額を上限とする。
- 3 前項に規定する損害賠償額及びその支払期限は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、委託者が定め、受託者に通知するものとする。

(受託者の解除権)

第30条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第13条の規定により仕様書を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。
  - (2) 第14条の規定により業務の履行の中止期間が履行期間の10分の5を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
  - (3) 委託者がこの契約に違反し、その違反により業務を履行することが不可能となったとき。
- 2 受託者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その賠償を委託者に請求することができる。ただし、その損害賠償額は、この契約の業務委託料相当額を上限とする。

(解除の効果)

第31条 この契約が解除された場合には、第1条第3項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。

- 2 委託者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受託者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）が可分でありそれによって委託者が利益を受けると認めた場合には、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受託者に支払うことができる。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料及びその支払期限は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、第26条第2項第10号に該当することによりこの契約が解除された場合は、委託者は、既履行部分委託料の支払いは行わないものとする。

#### (契約解除等に伴う措置)

第32条 受託者は、契約が解除された場合等において、履行場所等に受託者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、受託者は遅滞なく当該物件を撤去（委託者に返還する貸与品については、委託者の指定する場所に搬出。以下この条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して委託者に明け渡さなければならない。

- 2 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 3 受託者のとるべき措置の期限、方法等については、第26条又は第28条若しくは第29条第1項の規定により契約が解除された場合等においては委託者が定め、第30条の規定により契約が解除されたときは、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

#### (契約不適合責任期間等)

第33条 委託者は、引き渡された成果物に関し、第20条第3項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた後、その不適合を知った時から1年以内でなければ契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害賠償額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 委託者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 委託者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

- 5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 委託者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求をすることができない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

(専属的管轄裁判所)

第34条 この契約に関する一切の紛争については、熊本地方裁判所又は熊本簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(臨機の措置)

第35条 受託者は、業務の履行に当たって事件及び事故が発生したとき又は発生するおそれのあるときは、委託者の指示を受け、又は委託者、受託者協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受託者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

- 2 前項の場合においては、受託者は、そのとった措置の内容を遅滞なく委託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、事故防止その他業務上特に必要があるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受託者が、第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、業務委託料の範囲内に含めることが適当でないと認められる部分については、委託者と受託者とが協議して委託者がそれを負担するものとする。

(補則)

第36条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。

## 個人情報の取扱いに関する特記事項

### (定義)

第1条 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 個人情報

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の個人情報をいう。

#### (2) 個人情報管理責任者

受託者において、本業務委託に係る個人情報の管理に関する責任を担い、この特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務取扱担当者を監督する者をいう。

#### (3) 事務取扱担当者

受託者において、本委託業務に係る個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。

#### (4) 管理区域

個人情報ファイルを取り扱うネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理及び運用を行うための部屋や電磁的記録媒体の保管庫をいう。

#### (5) 取扱区域

個人情報を取り扱う場所をいう。

### (個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第2条 受託者は、法及び個人情報保護委員会が定める個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、本個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、受託者は、個人情報の保護に関する関係法令及び熊本県後期高齢者医療広域連合（以下「委託者」という。）の例規に基づき、特記事項を遵守しなければならない。

### (責任体制の整備)

第3条 受託者は、個人情報の安全管理について、次に掲げる事項を確保するものとする。

(1) 個人情報管理責任者及び各事務取扱担当者の責任と役割分担を明確にした実施体制を構築すること。

(2) 通常時及び緊急時における委託者との連絡手段及び連絡先等を明確にし、適切な連絡体制を構築すること。

2 受託者は、委託者からの求めがあった場合は、前項第1号に規定する実施体制に係る実施体制図の内容及び同項第2号に規定する連絡体制の内容について、書面により委託者に提出しなければならない。

(個人情報管理責任者等の届出)

第4条 受託者は、あらかじめ個人情報管理責任者及び事務取扱担当者を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報管理責任者及び事務取扱担当者を変更する場合の手続を定めなければならない。

3 受託者は、個人情報管理責任者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

4 受託者は、事務取扱担当者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。

5 事務取扱担当者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

6 受託者は、個人情報管理責任者及び事務取扱担当者には、個人情報の保護に必要とされる知識、技術その他の能力を持つ者を配置しなければならない。

(管理区域及び取扱区域の特定)

第5条 受託者は、委託者と協議の上、管理区域及び取扱区域を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、管理区域又は取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受託者は、本委託業務に関わる個人情報管理責任者及び事務取扱担当者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

### (再委託)

第7条 受託者は、本委託業務の第三者への委託（以下「再委託」という。）をしてはならない。

- 2 受託者は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託をする必要がある場合は、再委託を受ける事業者（当該個人情報の取扱いの再委託をされた者が更に第三者に再委託又は委任をする場合は、その末端までの委託又は委任の相手先を含む。以下「再委託先」という。）の名称、再委託する理由、再委託する業務の内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の場合、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受託者は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、管理・監督の状況を委託者に対して適宜報告しなければならない。
- 6 委託者は、再委託先における個人情報の取扱いが適当でないと認めるときは、受託者に対し、当該再委託先等の指導その他の是正措置を求めることができる。この場合において、受託者は、速やかにこれに応じるとともに、実施した是正措置の内容及び結果を書面により委託者に報告するものとする。

### (派遣労働者の利用時の措置)

第8条 受託者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

### (個人情報管理責任者及び事務取扱担当者に関する措置請求)

第9条 委託者は、受託者の事務取扱担当者（第7条第2項の規定により再委託がされた場合は、再委託先における個人情報管理責任者及び事務取扱担当者に相当する者を含む。以下同じ。）が本委託業務の履行等につき著しく不適当と認められる場合は、その事由を明示して、受託者に対して必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な調査を行った上で同項の措置を行わなければならない。この場合において、受託者は、行った措置の内容及び結果について、請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、ガイドラインに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する事務取扱担当者を明確化し、取扱規程等を作成すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、取扱状況の把握、安全管理措置及び個人情報に係る漏えい、滅失、毀損その他の法違反の事案(以下「漏えい等」という。)に対応する体制を整備し、必要に応じてこれを見直すこと。
- (3) 事務取扱担当者の監督・教育を行うこと。
- (4) 取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

2 受託者は、委託業務の遂行上、個人情報の加工、複写又は複製をする必要があるときは、あらかじめ委託者から書面による許諾を得なければならない。この場合において、受託者は、その目的及び加工の内容、複写する部数、複製するデータ件数等を書面により委託者に提出しなければならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者及び受託者間の電磁的記録媒体や文書等による個人情報の受渡しに関しては、委託者が指定した事務取扱担当者、手段、日時及び場所で行った上で、委託者に個人情報の預り証を提出しなければならない。ただし、委託者が所管する個人情報を取り扱う情報システム又は機器等での個人情報の

受渡しに関しては、当該情報システム又は機器等内でのみ個人情報を取り扱う場合に限り、個人情報の預り証の提出を省略することができる。

#### (個人情報の返還又は廃棄)

- 第13条 受託者は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、仕様書に定める方法及び委託者が書面により通知した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。
- 2 受託者は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
  - 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
  - 4 受託者は、本委託業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
  - 5 受託者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により委託者に対して報告しなければならない。

#### (定期報告及び緊急時報告)

- 第14条 受託者は、委託者と協議の上、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

#### (監査及び調査)

- 第15条 委託者は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかの検証及び確認をするため、受託者に対して、履行期間中に少なくとも1回以上、監査又は調査を行うことができる。
- 2 委託者は、受託者による再委託先への監査又は調査の実施を求めることができる。この場合において、受託者は、これに協力するものとする。また、受託者による再委託先への監査又は調査の実施にあたっては、受託者及び委託者が認めた者が立ち会うものとする。
  - 3 委託者は、前2項の目的を達成するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

#### (事故時の対応)

第16条 受託者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。
- 4 前項の場合において、受託者は、委託者に対して異議を述べ、又はこれにより生じた損害を請求することができないものとする。
- 5 受託者は、委託者が個人情報保護委員会又は主務大臣に漏えい等又はそのおそれがあることを報告するに当たってその要請を受けたときは、委託者と共同して報告をするとともに、再委託先があるときは、当該再委託先に委託者と共同して報告をさせるものとする。
- 6 漏えい等に関し、第三者（委託者の職員を含む。以下この条において同じ。）から、訴訟上又は訴訟外において、委託者に対する損害賠償等の請求がなされた場合は、受託者は、当該請求の調査、解決等について、合理的な範囲で委託者に協力するものとする。
- 7 前項に規定する第三者から委託者に対する請求が、受託者の責任の範囲に属するときは、受託者は、委託者が当該請求を解決するのに要した一切の費用を負担する。
- 8 漏えい等に関し、第三者から訴訟上又は訴訟外において、受託者に対する損害賠償等の請求がなされた場合、受託者は、当該請求を受けた日又は当該請求がなされた事実を認識した日から5日以内に、委託者に対し、当該請求がなされた事実及び当該請求の内容を書面で通知するものとする。
- 9 委託者が必要と判断するときは、委託者は、受託者に対し、相当かつ合理的と認められる範囲で、前項の請求に対して受託者が行う対応への指示又は援助を行うことができる。

#### （契約解除）

第17条 委託者は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の故意又は過失により、委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償額の予定)

第19条 受託者がこの特記事項の規定に違反した場合は、委託者は、損害の発生及び損害額の立証を要することなく、受託者に対して、委託金額の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として請求するものとする。この場合において、受託者は、委託者が指定する期日までに当該違約金を支払わなければならない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額（直接委託者に生じた損害額に加え、委託者が支出した見舞金、訴訟費用、弁護士費用その他専門家に支払った費用を含むが、これに限られない。）が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、委託者がその超える分について受託者に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

(契約終了後におけるこの特記事項の効力)

第20条 第6条、第13条、第16条、第18条及び前条の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、引き続きその効力を有する。